



特集

久留米市では、昭和63年10月1日に市民と行政の指針である「久留米女性憲章」を制定し、憲章制定日である10月1日からの1週間を「久留米女性週間」と定め、その記念事業として「くるめフォーラム」を実施しています。今年度は3年ぶりにえーるピア久留米及び地域会場での開催となりました。4ページにわたって当日の様子をお伝えします！

久留米女性週間記念事業 男女平等社会づくり くるめフォーラム 2022

9.24 北野会場 9.25 城島会場 10.1 ▶ 10.7 えーるピア会場



記念講演
10/2

女性のちからが 社会を変える

田中 優子さん

法政大学名誉教授・前総長であり、東京都男女平等参画審議会会長である田中優子さんに、江戸文化の紹介なども織り交ぜていただきながら、男女平等社会は人権と多様性の尊重の上に成り立つことをお話しいただきました。



講師 田中 優子 さん

Pick up

このレポートは講演の一部を要約したものです。

男女平等を達成するには、人権の尊重が基礎となります。まず憲法を読んでみましょう。憲法はその時代が理想とする「社会像」であり、現行憲法は「個人」「人権」とその「普遍的価値」を明確に述べています。現在の憲法改正の議論について、皆さんはどうお考えでしょうか。「この人が言っているから従う」のではなく、知識を学び、自分で考え、そして、行動に結びつけましょう。久留米市には素晴らしいことに「久留米女性憲章」があり、男女平等の理想像が明確です。理想に向かって行動しましょう。

次に、家族について考えてみます。家族というと同じ姓を名乗る「夫婦とその子ども」という印象が強いと思います。しかし、明治31年より前の日本では夫婦別姓でした。また、江戸文学からもわかるように、養子も同性婚も特に差別されてはならず、家族として迎えていました。今の家父長的家族観に凝り固まるのではなく、以前のように、一緒に暮らすメリットを感じている人々についても、家族として捉えるようにしてもよいのではないのでしょうか。

真のジェンダー平等を考えるにあたり、明治生まれの女性運動活動家である平塚らいてうを紹介します。彼女は「男女を問わず、個人の才能を発揮することが大事だ」と述べました。現在、女性も役職につける可能性が増えていますが、何事もやってみなければ、わかりません。機会をとらえ、挑戦しましょう。

最後に多様性についてお話しします。社会が変化することに不安を感じている方もいるでしょう。多様性を認める社会になったとしても、今まで通りにしていきたい人は、そのままよいのです。同性婚を例とすると、同性婚が認められても、同性婚を皆に強制するわけではありません。同性婚をしたい人がその希望を認められることで幸せになります。社会の中で幸せな人が単純に増えるだけです。

基本的人権、家族観、ジェンダー平等、多様性と話しましたが、これらは全て繋がっています。女性も様々な場所で活躍し、男女を問わず個人の才能を発揮させ、社会の多様性を認め、幸せな人を増やしていきましょう。

参加者の声



- 先人の女性方が「女性の自由解放」について命をかけて頑張ったので、現在の女性の地位が比喩にならないくらい良くなっていることを改めて知りました。今後も続く女性解放のために、自分の能力を発揮させることが大事だと気づかされました。